

## 船舶事故調査報告書

平成29年6月1日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

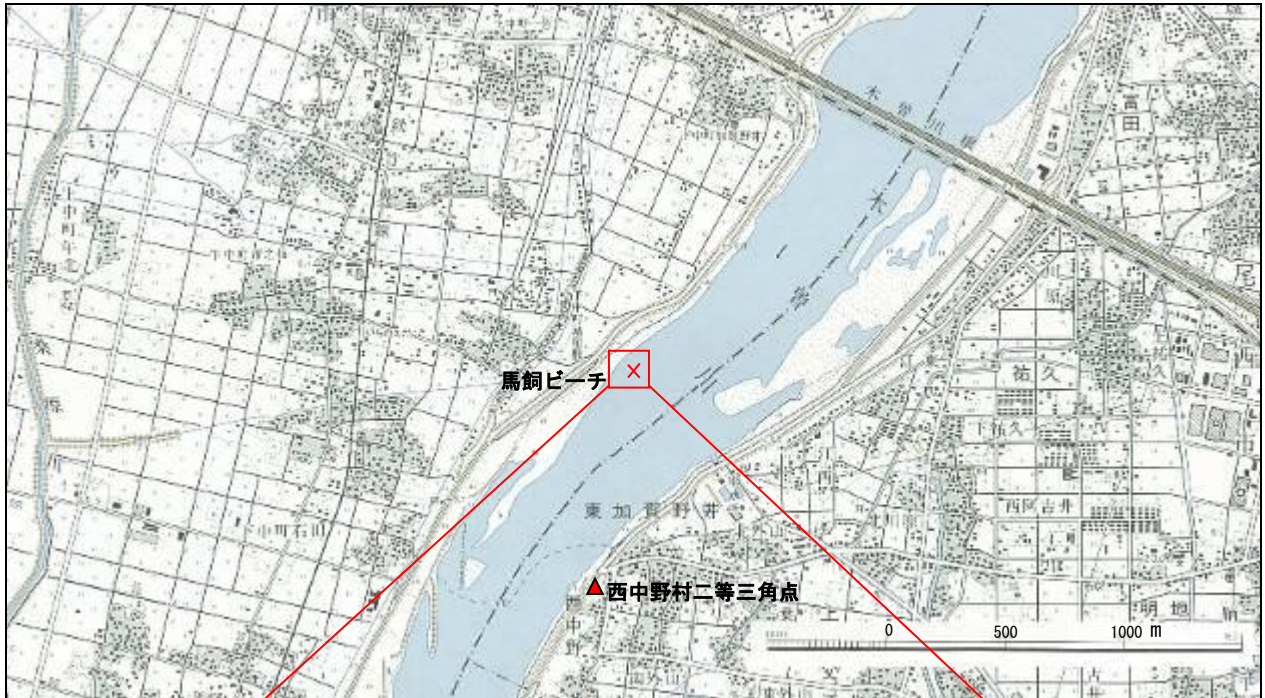
事故種類	衝突
発生日時	平成28年6月12日 14時45分ごろ
発生場所	木曾川木曾川橋南西方（馬飼 <sup>まかい</sup> ビーチ） 西中野村二等三角点から真方位009° 950m付近 （概位 北緯35° 17.1′ 東経136° 42.6′）
事故の概要	水上オートバイカモメは、遊走中、また、水上オートバイRATINHO <sup>ラチーニョ</sup> は、4人を乗せた浮体をえい航索でつないで漂泊中、カモメが浮体に衝突した。 浮体は、搭乗者2人が死亡し、搭乗者2人が重傷を負い、破損を生じ、また、カモメは、左舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成28年6月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ カモメ、0.2トン 210-52947愛知、個人所有 2.93m (Lr) × 1.16m × 0.44m、FRP ガソリン機関、144.20kW、平成19年5月 B 水上オートバイ RATINHO、0.1トン 242-25927愛知、個人所有 2.93m (Lr) × 1.16m × 0.44m、FRP ガソリン機関、96.40kW、平成14年5月 C 浮体、直径約2.1m、個人所有
乗組員等に関する情報	A 操縦者A（ブラジル連邦共和国籍） 女性 27歳 操縦免許 なし B 操縦者B（ブラジル連邦共和国籍） 男性 37歳 操縦免許 なし C 搭乗者C <sub>1</sub> （ブラジル連邦共和国籍） 男性 35歳 搭乗者C <sub>2</sub> （ブラジル連邦共和国籍） 男性 10歳 搭乗者C <sub>3</sub> （ブラジル連邦共和国籍） 男性 3歳 搭乗者C <sub>4</sub> （ブラジル連邦共和国籍） 女性 8歳
死傷者等	A なし B なし

	C 死亡 2人（搭乗者C <sub>2</sub> 及び搭乗者C <sub>3</sub> ）、重傷 2人（搭乗者C <sub>1</sub> 及び搭乗者C <sub>4</sub> ）
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B なし C 破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好 水象：水面 平穏
事故の経過	<p>A船は、操縦者Aが1人で乗り、友人らとバーベキューを行っていた場所の前面水域を発進して木曾川橋南西方の馬飼ビーチ沖で遊走を開始し、木曾川右岸に沿って北東進した後、反転して南西進し、再び反転して北東進したところ、航走波で大きく動揺した。</p> <p>操縦者Aは、気が動転し、減速しようとして、操縦ハンドルのレバーを引いた。</p> <p>A船は、速力が更に上がり、平成28年6月12日14時45分ごろ、B船にえい航されていたトーイングチューブと称する浮体（以下「本件浮体」という。）に衝突し、本件浮体を乗り切った。</p> <p>操縦者Aは、自らも落水し、A船に<sup>つか</sup>まっていた。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗り、搭乗者C<sub>1</sub>等4人を乗せた本件浮体を長さ約15mの化学繊維製索でえい航し、バーベキューを行っていた場所の前面水域を発進して遊走を開始し、約10～15km/hの速力で南西進した。（図1参照）</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>図1 本件浮体の搭乗者配置状況</p> <p>操縦者Bは、約200m航行したところで、負傷した左足親指に巻いていた包帯が解けていることに気付き、主機を停止した後、周囲を見渡して接近する他船を見掛けなかったため包帯の巻き直しを始めた。</p> <p>搭乗者C<sub>1</sub>は、右斜め前方から向かってくるA船を認めたものの、どうすることもできず、衝突の衝撃で落水し、気を失った。</p> <p>操縦者Bは、後方から大きな音と声が聞こえたので、後方を振り返り、落水している本件浮体の搭乗者を認め、川に飛び込んで救助に向かった。</p> <p>本件浮体の搭乗者4人は、全員が救命胴衣を着用しており、水面に浮いていたところを、操縦者B及び付近にいたレジャー客などに救助され、救急車で病院に搬送されたが、搭乗者C<sub>2</sub>が脳挫傷、搭乗者C<sub>3</sub>が出血性ショックによる死亡がそれぞれ確認され、搭乗者C<sub>1</sub>が約4か月の入院加療を要する骨盤骨折等と、搭乗者C<sub>4</sub>が約28日の入院</p>

	<p>加療を要する左大腿骨顆部骨折等とそれぞれ診断された。  (付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>操縦者Aは、水上オートバイを操縦するのは本事故当日が初めてであり、午前中に3回、午後にも操縦していた。</p> <p>操縦者Aは、減速するつもりで、原動機付自転車のブレーキと同じ感覚で操縦ハンドルのスロットルレバーを引いてしまったと本事故後に思った。</p> <p>A船船舶所有者は、操縦者AがA船に乗船したことに気付かなかった。</p> <p>操縦者Bは、約1年前、同居人の名義でB船を購入し、実質的な所有者としてB船を操縦していた。</p> <p>搭乗者C<sub>1</sub>は、A船が、反転して本件浮体に向けて針路を変え、衝突するまで3～4秒であったので、A船の速力は約70～100km/hであったものと本事故後に思った。</p> <p>木曾川上流水面の安全利用に当たっては、平成12年に設立された、河川管理者、地元警察署及び自治体関係者等で構成される木曾川大堰上流水面利用協議会が、レジャーの用途別にゾーニングを設定して安全パトロールを実施し、馬飼ビーチ入口付近に看板を掲示し、チラシを作成、配布するなどして、啓発活動を行っている。</p> <p>(付図2 木曾川大堰上流水面利用状況図 参照)</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし、C なし</p> <p>A なし、B なし、C なし</p> <p>A なし、B なし、C なし</p> <p>A船は、木曾川の馬飼ビーチ沖において遊走中、航走波を受けて動揺した際、操縦者Aが、減速するつもりで操縦ハンドルのスロットルレバーを引いたことから、加速して本件浮体に向かって航行したものと考えられる。</p> <p>A船は、約70～100km/hの速力で本件浮体に向かって航行した可能性があるものと考えられる。</p> <p>操縦者Aは、特殊小型船舶操縦士免許を受有しておらず、また、水上オートバイの操縦に不慣れであったことから、A船が動揺した際に気が動転し、原動機付自転車のブレーキレバーの感覚で操縦ハンドルのスロットルレバーを引いたものと考えられる。</p> <p>B船は、木曾川の馬飼ビーチ沖において、本件浮体をえい航索でつないで漂泊中、操縦者Bが、左足親指の包帯を巻き直していたことから、本件浮体に向かってくるA船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、B船の主機を停止した後、周囲を見渡して接近する他船を見掛けなかったことから、左足親指の包帯を巻き直し始めたもの</p>

	<p>と考えられる。</p> <p>操縦者A及び操縦者Bは、特殊小型船舶操縦士免許を受有していなかったことから、水上オートバイを操縦してはならなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、木曾川の馬飼ビーチ沖において、A船が遊走中、B船が本件浮体をえい航索でつないで漂泊中、操縦者Aが、航走波を受けて動揺した際、減速するつもりで操縦ハンドルのスロットルレバーを引いたため、加速して本件浮体に向かって航行し、A船が本件浮体に衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>木曾川大堰上流水面利用協議会は、本事故後、安全パトロール及び啓発活動を実施し、英語及びポルトガル語の看板の掲示及びチラシの作成、配布を決議した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊小型船舶操縦士免許を受有していない者は、水上オートバイを操縦しないこと。</li> <li>・ 河川でレジャーを楽しむ際は、掲示板等に掲示されている注意事項に留意すること。</li> <li>・ 河川管理者等は、引き続き水面の安全利用に関する啓発活動等を行うことが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



国土地理院 2万5000分の1地形図使用



国土地理院 電子国土 Web システム使用

付図2 木曽川大堰上流水面利用状況図

# 木曽川の安全な水面利用を!!

～ ウォータースポーツを楽しまれる皆様へ ～

水上バイク・ボードセーリングなどを安全に楽しむために**ルール・モラル**を守りましょう。

・注意事項

- 夜間の利用は行わないこと。
- 水道取水口には絶対に近づかないこと。
- 漁業船や釣り人の近くを航行しないこと。
- 渡船の運航を妨げないこと。
- 整備不良や排気騒音の大きい水上バイク等を利用しないこと。
- ゴミは絶対に持ち帰ること。

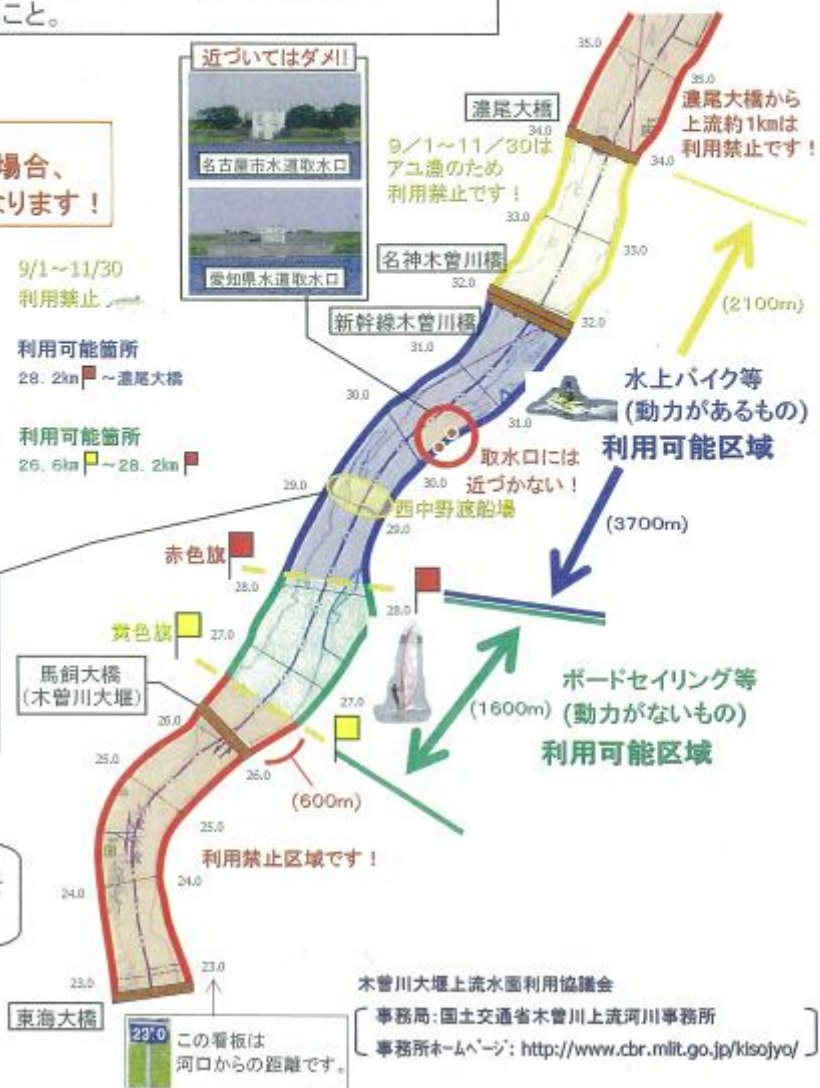
**警告!!**

注意事項が守られない場合、将来的に利用できなくなります!

- 黄色線... 水上バイク等 (動力があるもの) 9/1~11/30 利用禁止
- 青線... 水上バイク等 (動力があるもの) 利用可能箇所 28.2km 〓 ~ 濃尾大橋
- 緑線... ボードセーリング等 (動力がないもの) 利用可能箇所 26.6km 〓 ~ 28.2km 〓
- 赤線... 利用禁止区域



ルール・モラルを守ってね!



木曽川大堰上流水面利用協議会  
 事務局: 国土交通省木曽川上流河川事務所  
 事務所ホームページ: <http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/>